

令和6年度就労継続支援事業所オンライン販売サポート事業業務委託仕様書

1. 目的

障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス事業所のうち、工賃収入の安定確保及び向上に取り組んでいる就労継続支援B型事業所及び経営改善計画書若しくは賃金向上計画を作成し別途定める要件を満たしている就労継続支援A型事業所に対して、オンライン販売による販路拡大を支援し、収益力の向上を図ることにより、障害者の工賃向上につなげる。

2. 業務委託内容

(1) 実施時期

契約締結日～令和7年3月31日まで

(2) 予算額

金4,571千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(3) 対象事業所

- ① 研修会については、県内の以下のア、イの全事業所を対象とする。
- ② 個別指導については、以下のア、イの中から5事業所以上を選定する。選定にあたっては十分なヒアリングを行い、オンライン販売等による販路拡大の実現可能性等を審査したうえで、県と協議の上決定すること。
 - ア 就労継続支援B型事業所
 - イ 就労継続支援A型事業所のうち、以下(i)～(iii)の全ての要件を満たす事業所
 - (i) 経営改善計画又は賃金向上計画を作成していること
 - (ii) 前年度に利用者へ支払った賃金実績（平均賃金の月額または時間額）について、県に報告がなされていること
 - (iii) 利用者全員が最低賃金の減額特例対象者でないこと

(4) 実施内容等

実施項目	内容
① 研修会（基礎研修・応用研修）の実施	ア 研修内容 <ul style="list-style-type: none">・基礎研修…オンライン販売の種類や、オンライン販売を開始する前の情報整理（受注能力や納期、値段設定等）、実際に開始する際の手順等 対象：オンライン販売を行っていない事業所等・応用研修…商品掲載ページのブラッシュアップのやり方や、商品掲載ページに誘導するための広告・営業のやり方等 対象：オンライン販売を既に行っている事業所等

	<p>イ 実施時期 令和6年9月～11月上旬</p> <p>ウ 実施回数・時間 基礎研修及び応用研修それぞれ2回以上 1回あたり2～3時間程度</p> <p>エ 研修環境 i) オンライン研修を実施する場合には、パソコン操作に不慣れな受講者も想定されるため、事前の接続テスト等、操作のサポートを実施すること。 また、視聴後の理解度が確認できる措置を講じること。 ii) 集合研修を実施する場合には、佐賀市内の会場を手配し、設営・撤収及び運営等を行うこと。 また、必要に応じて参加者がパソコンやインターネットを使用できる環境を準備すること。</p> <p>オ 講師 講師の選定にあたっては、県と協議すること。</p>
<p>② 個別指導の実施及び成果発表会の開催</p>	<p>ア 想定する指導内容 オンライン販売を開始し、運営していく上での疑問点等を解決することや既存のオンライン販売ページ等のブラッシュアップ等を目的として、個別にアドバイスを受けた事業所に対し、事業所の要望を聞き、それぞれのレベルに応じた相談対応及び指導を行うこと。 また、障害福祉サービスに携わる経営者や従業員を対象として、個別指導を行った事業所の成果発表を行うこと。</p> <p>イ 実施時期 個別指導：令和6年9月～令和7年2月 成果発表：令和7年2月下旬～3月中旬</p> <p>ウ その他 成果発表会を集合形式で行う場合は、佐賀市内の会場で行うこと。</p>

(5) 実施場所

オンラインでの実施も可能とする。ただし、双方向にコミュニケーションを図ることができる方法とすること。

(6) 周知について

研修等については、それぞれ広報用のチラシデータを作成すること。

作成したチラシデータを用いて県から対象事業所へ周知を行うため、外部広報は不要とする。

(7) 実施計画書

受託事業者は、事業実施のスケジュール等について、実施計画書を作成し、県に提出すること。

3. 成果物

成果物として紙媒体及びデータで提出すること。

(1) 実施報告書

受託事業者は、事業終了後すみやかに実施報告書を県に提出すること。その際、業務内容を実施した実績に関する報告資料を添付すること。

(2) その他県が受託事業者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

4. 委託料の支払い

完了払

5. 留意事項

(1) 仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が十分に協議し、県の下承を得て決定することとし、受託者はその決定を遵守して業務を遂行しなければならない。

また、業務の実施にあたっては、当課職員のほか関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

(2) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通を行うこと。

(3) 本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(4) 受託者による事業実施場所の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

(5) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本委託業務の一部については、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、県と受託者の協議により県が認めたときは、第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(6) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。